

重要

令和7年度国民健康保険料の改定について

令和6年7月26日に開催されました第157回通常組合会において、当組合の運営に関する総合的判断の結果、**令和7年4月（令和7年5月1日引落分）**から世帯賦課限度額を含め、下記のとおり改定させていただくこととなりました。

ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

改定内容

区分	改定前
基礎賦課分…① (0歳から74歳まで)	税理士：26,000円/月 職員：15,000円/月 家族：8,000円/月
後期高齢者支援金分…② (6歳から74歳まで)	5,200円/月
介護納付金…③ (40歳から64歳まで)	6,200円/月
後期高齢者事業分…④ (75歳以上)	3,000円/月
世帯賦課限度額	73,000円/月



改定後
税理士：30,000円/月 職員：18,000円/月 家族：10,000円/月
改定なし
改定なし
改定なし
87,000円/月

改定後の保険料の総額

(1人/月額)

	6歳未満 ①	6歳～39歳 ①+②	40歳～64歳 ①+②+③	65歳～74歳 ①+②	75歳以上 ④
税理士	-	35,200円	41,400円	35,200円	3,000円
職員	-	23,200円	29,400円	23,200円	3,000円
家族	10,000円	15,200円	21,400円	15,200円	-

保険料のしくみについて

国保における保険料とは、**基礎賦課分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を合算したもので**、被保険者の年齢に応じて負担区分が変わっていきます。

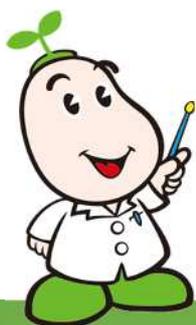
基礎賦課分については被保険者全員が負担し、医療費の財源として組合が運用しています。後期高齢者支援金分と介護納付金分については組合で徴収した後に国へ納め、各制度の財源として運用されていきます。

年齢	6歳未満	6～39歳	40～64歳	65～74歳	75歳以上
負担区分	基礎賦課分				
		後期高齢者支援金分			
			介護納付金分		
					後期高齢者事業分

- 基礎賦課分 … 病気やケガをしたときの医療費の財源となる保険料
- 後期高齢者支援金分 … 後期高齢者医療制度を支えるための財源となる保険料
- 介護納付金分 … 介護保険制度を支えるための財源となる保険料
- 後期高齢者事業分 … 組合員の資格を継続するための保険料

保険料計算シミュレーターはこちら ▶

<https://www.ka-z-kokuho.or.jp/insurance.html?id=3>



令和7年4月分より保険料が改定となります。
ご理解、ご協力をお願いいたします。

関東信越税理士国民健康保険組合

さいたま市大宮区桜木町4-376-1
TEL : 048-631-2211 FAX : 048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。